

2004年11月4日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス事務に関する総合図書館情報システム（インターネット予約及び11市民図書館オンライン）に係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について（答申）

2004年10月26日付けで諮問（第136号）された図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス事務に関する総合図書館情報システムに係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理及び条例第19条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要性並びに安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 図書館情報システムは1986年に稼働を開始し、現在総合市民図書館、南市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館の4館でオンライン接続し、業務系ネットワークとして資料検索、予約業務、貸出・返却業務、利用者管理業務、蔵書管理業務、書誌管理業務、統計・帳票管理業務、発注・受入業務を共通利用している。

また、総合市民図書館では1999年にインターネットでの資料検索ができるようシステムの変更を行った。

イ 資料の予約についてはカードへ記入する方法であるため、直接図書館に来館する必要があり、利用者の利便性の向上と貸出業務の効率化を図るため、

インターネットによる資料予約機能を現行のシステムに追加することを検討するに至っている。

また、市民センターに設置されている市民図書室は、図書館との連携が図られていないため、利用者の貸出資料に関する情報や貸出しが受けられる資料図書が限定され、地域で身近に図書館資料検索及び資料予約ができるサービスの提供が課題となっている。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

① インターネット予約機能の追加について

現在総合市民図書館で活用する情報系サーバーに図書館カードの登録者を対象にパスワードを設定し、インターネットから予約登録が可能となるシステムを追加し構築することにより、利用者が容易に資料予約をすることが可能となる。

そのことにより利用者の利便性が大幅に向上し図書館の予約業務の効率化が図られる。また、インターネット予約を希望する者を対象に予約資料確保の通知をEメールで送信することにより、通知に要する費用の縮減を期待できることからコンピュータ処理をする必要性がある。

ア 入力する個人情報の範囲

(ア) コンピュータに入力する個人情報の項目

個人用パスワード、個人用メールアドレス

(イ) 個人情報を利用する範囲

資料予約の処理における利用

Eメールの通知における利用

(ウ) 送信データの内容（Eメールによる予約資料確保のお知らせ）

利用者名、メモ（ご予約の資料が用意できました。月 日までに取りに来てください。）、予約日、資料種別、資料ID、提供館（室）名称 提供館（室）電話番号

② 市民図書室の端末器の接続について

現在11箇所の市民図書室は、貸出カードにより図書室資料の貸出・返却を行っているが、オンライン端末器を市民図書室に設置することにより、市民図書室から図書館資料の貸出・返却が可能となり、利用者の利便性を向上することができるため、コンピュータ処理をする必要性がある。

(3) コンピュータ結合の必要性について

これまでは、業務系サーバと情報系サーバを一括して総合市民図書館で管理し、双方のサーバ間の接続はなかったが、インターネット予約システムの構築に伴い、利用者が入力するパスワードやメールアドレスを処理する情報系サーバと図書館カードの登録者データを管理する業務系サーバとの接続により、予

約登録者の照合や確認が可能となるため、コンピュータ結合をする必要性がある。

(4) 安全対策及び日常的な管理体制について

① 機器のセキュリティ対策

インターネットによる資料予約処理は、クライアント・サーバ方式により図書館情報システム内でおこなわれ、データを暗号化しセキュリティーを確保している。

また、業務系サーバと情報系サーバをファイア・ウォールの内側でSNAプロトコルにより接続し、外部侵入からのセキュリティーを確保している。

なお、図書館情報システムのバックアップは毎日自動処理で行う。

② 日常的な管理体制

ア 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、藤沢市総合市民図書館セキュリティポリシーを策定し、ユーザID及びパスワードを設定し、セキュリティーの責任体制を整備する。

イ 端末を操作する者は、図書館の職員、非常勤職員及び臨時職員であり、職員については異動時の研修、朝のミーティング、館内会議により、また非常勤職員及び臨時職員については雇用時に守秘義務等の誓約をさせるほか朝のミーティング、定期的研修会の開催により、個人情報保護の徹底を図っている。

ウ 図書館資料貸出しの際に、貸出記録として貸出ファイルにレコードが作成されるが、資料の返却時に記録されたレコードが消去されるため、返却後のシステム上の記録は保存されない。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理及びコンピュータ結合について認めるものである。

(1) コンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性について

ア インターネットによる図書館資料予約システムの導入及び11市民図書室にオンライン端末器を設置することにより、利用者への利便性を図り効率的な事務処理を行うことができることとなることから、コンピュータ処理及びコンピュータ結合をする必要性は認められる。

イ 安全対策

本業務の処理に当たっては、機器のセキュリティ対策を講じるとともに、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、「藤沢市総合図書館セキュリティポリシー」を定め処理するため、安全対策上の配慮が施されていると認められる。

以 上

